

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年2月6日 第67号
件 名	柳町小学校整備方針において児童数に見合った校庭面積 を求める請願
請 願 者	文京区白山二丁目4番10-102号 柳町小学校の校庭面積を守る会 代表 永島 由希子 外1名
紹介議員	萬 立 幹 夫 田 中 和 子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

現在の整備方針では、小学校設置基準第8条1項および別表イの校舎の面積は満たして頂けることになっていますが、その一方で運動場の面積は減ることになっています。

現在の柳町小学校に必要な運動場面積を、小学校設置基準第8条1項および別表ロに基づき計算すると $2400 + 10 \times (380 - 240) = 3800 \text{ m}^2$ (平成25年5月1日児童数) 必要ですが、平成25年度、文京区が文部科学省に届け出ている柳町小学校運動場は 2725 m^2 で、現在でも運動場は設置基準を満たしていない状況です。

小学校設置基準第1条3項には、『小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない』とあります。

現状、設置基準を下回る広さの校庭を、さらに 420 m^2 減らす整備方針は、子どもの育ちを支える良好な教育環境からさらに遠のくものです。

また、教育委員会が平成26年4月現在の児童数等に基づき算出した将来の児童数は平成32年に482人を予測しています。小学校設置基準第8条1項および別表ロにもとづく480名で運動場は $2400 + 10 \times (480 - 240) = 4800 \text{ m}^2$ 必要となります。

児童が増加していく傾向にある中、小学校の設置基準面積に届かない運動場である現状から、さらに校庭を狭める整備方針は無計画と言わざるを得ません。

以上の理由から、今回の整備方針に納得できるものはなく、再考を求めるものといたします。

参考：小学校設置基準第8条1項
校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積

児童数 面積 (平方メートル)

一人以上四〇人以下 500

四一人以上四八〇人以下 $500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$

四八一人以上 $2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数 面積 (平方メートル)

一人以上二四〇人以下 2400

二四一人以上七二〇人以下

$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$

七二一人以上 7200

請願事項

- 1 柳町小学校の児童に必要な校庭面積を可能な限り確保した、整備方針への再考を求めます。